

No.30 灰垣委員

動議を提出したいと思います。

認定第 1 号 一般会計の認定に当たり、決算審査特別委員会において、附帯決議をつけたいと思います。

趣旨について申し上げます。

保健福祉部福祉事務所生活福祉課前課長が、生活保護費を 6 年間にわたり、3,005 万 3,812 円を不正に支出したことに対して、本市は、有印公文書偽造、同行使、詐欺罪で警察に告訴され、当該前課長を懲戒免職処分とされました。また、生活保護費不適正支出調査等委員会を設置し、被害の実態や内在した問題、そして、取り組むべき課題等を明らかにし、事件の全容についての報告書を取りまとめるとの中間報告がなされました。また、今月 15 日には、特別職の給料減額処分及び管理監督者の立場にあった職員の懲戒処分を執行されました。

二度とこのような不祥事を起こさないこと、再発防止に向けた検討と必要な取り組みを行うことは当然でございます。市民の信頼を大きく失墜させたこの事件は、到底許されることではありません。市としては、現時点においての一定のけじめをおつけになったということでしょうけれども、委員会としての見解をここではっきりさせておくことが必要であると思います。

そこで、以下、数点の要望を附帯決議といたします。

1 つには、平成 17 年度から平成 22 年度の不正支出額の 3,005 万 3,812 円の用途を明らかにすること。2 つには、不正支出が行われた原因は何であったのかをはっきりさせ、再発防止対策を市長初め全職員が共有し、二度と不祥事を起こさない体制づくりを行うこと。3 つには、被害額を早急に確定し、速やかにしかるべき損害賠償請求をすること。4 つには、市民にすべてを明らかにし、公表すること。

以上でございます。